

令和2年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月12日(採決)

令和2年 第1回 定例会 会議録

日時 令和2年3月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月4日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正及び取り消しを行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第2号「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第2号「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、文言等の整理を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号「篠栗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第3号「篠栗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、条文中の法律名及び法律略称名の変更並びに新規の条の追加に伴う条ずれの改正を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第4号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額についての規定を新たに整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の規定を新たに整備するものであります。

この条例については、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町立小中学校の学校薬剤師報酬の見直しに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、30年以上未改定であった学校薬剤師の報酬額について、日本薬剤師会推奨額や近隣市町の状況等を勘案し、現行の年間8万1,000円から14万7,500円に改めるものです。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第6号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、入湯税の整備に関し、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、鉱泉浴場施設入湯客一人1日あたり50円の入湯税を徴収するものです。

ただし、年齢12歳未満の方や学校行事等に参加する児童・生徒・学生、並びに障がい者の方及び町が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設への入湯者等については、入湯税を免除する規定を設けております。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第7号「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、篠栗町債権管理条例の規定にて徴収している私債権の遅延損害金の法定利率が、現行の年5%から改正民法にて規定された新たな法定利率に変更するよう定めるものです。

この条例については、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第8号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和2年4月1日に施行されること及び町の国民健康保険財政の健全な運営を図るための税率等の変更を行うことに伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるもの。

国民健康保険税の減額の対象となる世帯の所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げるもの。

また、町の国民健康保険財政の健全な運営を図るため、令和2年度から国民健康保険税の所得割率の増加、均等割額及び平等割額を増額する改定を行うものであります。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第9号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、施設の老朽化に伴い、篠栗中学校グランド照明施設を廃止する必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、篠栗中学校のグランド照明施設の安定器等の器具が、経年劣化により使用ができなくなったこと、及び近年の町民の利用状況を鑑み当該照明施設を廃止するものです。

この条例については、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） ちょうどその当該グランド、私の自宅のすぐ近くですが、何て言うんでしょう、万が一ドクターヘリが夜間必要になったときの緊急ヘリポートであるとか、大震災で、建物の中、体育館も危ないと踏んだときに、外に出なければいけないというようなときの使用も十二分に考えられるので、そういう審査はされているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（阿部 寛治） 栗須委員長、いいですか。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） もう一度、荒牧議員、よろしいですか。

○議長（阿部 寛治） 少しゆっくり。

○議員（荒牧 泰範） 万が一の急病人で、夜間のドクターヘリの着陸ヘリポートとして使わなくてはならないような場合とか、大震災で体育館そのものも危ないとなったときには、あそこで照明をつけてみんなが集まるというようなところも考えられると思うんですが、そういう審議は、なされたのかどうかをお尋ねしているんです。

○議長（阿部 寛治） 栗須委員長。

○議員（栗須 信治） ただいまの荒牧議員の質問については、当委員会の中では、そういう質疑は出ませんでした。

安定器を取り壊してですね、支柱については、一応そのまま、放送施設の関係もあるので残して、そのあと考えていくということで、そういう災害時のことについての質疑は出ませんでしたので、ご報告申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） では、今の委員長の話ですと、審議の中で、将来復旧の可能性もまだ残っているというふうに考えてよろしいんですかね。

○議長（阿部 寛治） 栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） そのことについては、私のほうから言えませんが、とにかく支柱は、とりあえず数年は、そのまま残しておくという説明でございました。

○議長（阿部 寛治） そのほか質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号「篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が制定されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大などの措置が追加されたため、必要となる改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号「篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第11号「篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、指定管理者が指定する業者とそれ以外の者で異なる利用料を統一するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、指定管理者が指定するか否かによって異なる扱いであった利用料を是正するものです。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号「篠栗町自転車等駐車駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第12号「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗駅東側自由通路整備事業において、廃止となる駐輪場を削除するとともに、各駐輪場の名称を追記し位置を明確にするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

この条例については、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第13号「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、水道法の一部を改正する法律の施行により、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制が導入されたことに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、同指定に係る審査手数料及び事業者証交付手数料を改正するものであります。

また、閉栓事務に対する手数料である一時中止手数料を、実態に合わせて削除するものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号「工事請負変更契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地造成工事〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第14号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地造成工事について、変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、残土搬出に関する変更、地盤改良に関する変更、国道交差点の舗装面積等の変更であり、工事費2,628万7,730円を増額し、総額25億3,728万6,650円に変更契約を締結しようとするものであります。

当委員会の中で、「ボーリング調査もしているのに、なぜこれだけの残土が増えるのか」等の質問がありました。

また、「最初の調査設計の甘さで、増額・増額となるのは認められない」との反対討論もありましたが、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番、横山和輝でございます。

私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本案の産業団地造成工事は、去年の6月議会でも申し上げましたように、請負契約時の工事積算額は、当初概算工事費に対し6割強増額となっていたものが、更に

大幅に増額され、当初の積算額の2倍近くに達しております。

今回の増額は、2,600万円強の増額ではありますが、その中には残土搬出及び地盤改良に関する理由があります。

しかし、そもそも、これらの項目が十分な地質調査を行い、設計・積算に反映されていれば、これほど工事費が膨らむことはなかったと考えます。

従いまして、この工事の設計・積算を行ったコンサル等に対する抗議の意味を含め、本案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 続きまして、賛成討論はございませんか。

ないようですので、反対討論はありませんか。

どうぞ、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

反対の意の討論をいたしたいと思えます。

今回の増工部で、津波黒の法面G工区の軟弱地盤改良や、残土搬出量が想定より地盤が下がらなかったため増加したなど、計画当初から、何度も「地質や地盤をボーリング調査等で十分に行ってください」とお願いしていたにもかかわらず「掘ったら違いました。」「削ったらずれそうです。」これが続出です。

これでは、最初の契約金額は何だったのかということになり、民間では、契約後の増額など認められるわけもなく、社内で自助努力して解決するのが常識です。

もっとも、ここまで来た造成工事をやめるという意味ではなく、どこに責任があるのかははっきりさせる、そこが負担すべきものと考えます。

問題点が出るたびに、増額・増額の青ざる天井、うなぎ登りの予算では、何のための当初の予算認定だったのかわからなくなります。

現在の見込みでは、土地売却収入が約32億5,000万で、それにかかる本体工事に上下水道などの関連工事を含めると、約56億円、交付税措置をされる分を除いても、おおむね19億円ほどの赤字になろうかと思われれます。

私は逆に、減額補正の提案をしてもらえないかと思っているぐらいでございます。

また、工事の変更時期や、補正予算の提示時期など、監査委員の2人から「指摘」もしくは「指導」が入るんじゃないかというような、運用もあっているような気もいたしますし、最後に、変更金額の大小でなく、当初の計画に難点が出たなら、どこに責任があるかを検証し、そこに処理をしてもらわなければならないと考え、本案に反対いたします。

終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、続いて、賛成討論ございませんか。

次に、反対討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号「工事請負変更契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事〕を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第15号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事について、変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、残土搬入量に伴う盛土量の変更、既設道路側溝の新設に関する変更等であり、工事費154万4,400円を増額し、総額1億4,194万4,400円で変更契約を締結しようとするものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第16号「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,240万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,831万8,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第17号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につ

いて」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ281万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,945万9,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第18号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,087万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,170万2,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第19号「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億5,778万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億211万3,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号「令和2年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第20号「令和2年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、令和2年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,924万8,000円とするものです。

前年度当初予算に対し1億1,597万6,000円の減額となっております。

主な増額要因としては、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、オアシス篠栗空調機器更新工事などがあります。

減額要因としては、津波黒地区法面補強工事の終了などです。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政対策、一般会計出資のほか、2つの事業債で総額6億1,816万8,000円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第21号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算であり、歳入歳出それぞれ27億7,298万4,000円とするもので、昨年度当初予算額に対し約6%の減となっております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 22 号「令和 2 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、令和 2 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算であり、歳入歳出それぞれ 4 億 2,975 万 6,000 円とするもので、前年度当初予算額に対し約 2.9%の増となっております。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 23 号「令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 23 号「令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」

本議案は、令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算であり、歳入歳出予算の総額それぞれ 23 億 6,919 万 2,000 円とするものです。

また、一時借入金の最高額は23億円であります。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

横山議員、反対討論ですね。

どうぞ。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番、横山和輝でございます。

私は、本議案に次のような理由で反対いたします。

本議案は、篠栗町篠栗北地区産業団地整備特別会計予算案であります。本団地の整備工事は令和2年4月30日をもって終了し、あとは進出企業に引き渡すための登記等の業務を残すのみと考えます。

しかし、本年度も終わろうかとする今なお、進出企業が決まっていなかった事業用地が2か所も存在するありさまです。進出企業がすべて決まったとしても、15億円以上もの損失が町財政に重くのしかかる上に、進出企業が決まらないことによる負債が、追い打ちをかけることは言うまでもございません。財政規模が小さな我が町にとって、それは今、世界を恐怖に落とし込んでいるコロナウイルスに匹敵するものであります。

このような事態を起こした責任は誰にあるのか。それは、この事業を推進してきた町長にあることは言うまでもございませんが、この計画を提案し、推進してきた事業パートナーにもあると思います。

なぜなら、事業パートナーを選考する際のプロポーザルの実施要綱に、企業誘致に関する事項が明記されているからであります。結果的に事業パートナーは企業を誘致できないような計画を町に提案したことになり、その責任は重いと考えます。自らの費用を使ってでも、約束の期日までに企業を誘致するべきだと思います。

しかし、本予算には、町が他のコンサルに企業誘致を委託する費用が、相談業務

委託料という理解に苦しむ名目で、2,200万円も計上されております。

更に、一時借入金としては、信じられないような高額の23億円が上程されており、到底容認できるものではありません。

このことを最後に申し上げ、私の反対討論を終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

次に、反対討論はありますか。

賛成討論もないですか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第24号「令和2年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第24号「令和2年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、令和2年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額5億3,770万5,000円に対し、支出の予定額は5億2,991万1,000円となり、779万4,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額2億1,900万に対し、支出の予定額を3億4,246万3,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億2,346万3,000円は、損益勘定留保資金などで補てんされます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第25号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第25号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額8億8,974万4,000円に対し、支出の予定額は8億8,282万3,000円となり、692万1,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額4億8,622万1,000円に対し、支出の予定額を6億7,145万9,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億8,523万8,000円は、損益勘定留保資金などで補てんされます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、選挙案第1号「選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

佐伯議会事務局長。

○議会事務局長（佐伯 和久） 選挙案第1号「選挙管理委員及び補充員の選挙について」

選挙管理委員及び補充員は、令和2年3月31日任期満了につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条の規定により、後任者それぞれ4人の選挙を求める。

令和2年3月2日、篠栗町議会議長 阿部 寛治

(提案理由)

令和2年3月31日任期満了のため。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） では、お諮りいたします。

本案は、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び補充員を議会において選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

選挙管理委員及び補助員の氏名は、住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

まず、選挙管理委員に、

篠栗町中央五丁目16番10号 石川 忠弘 氏 昭和17年5月8日

篠栗町大字篠栗5061番地 大久保 信也 氏 昭和20年4月1日

篠栗町大字津波黒618番地 高橋 研一 氏 昭和21年9月16日

篠栗町大字尾仲725番地2 芳野 忠 氏 昭和28年1月20日

以上4名を指名いたします。

続きまして、補充員は、

篠栗町大字篠栗2284番地1 藤佳光氏 昭和28年12月8日

篠栗町大字篠栗5132番地 村嶋茂則氏 昭和32年9月8日

篠栗町大字高田497番地2 石内清之氏 昭和29年9月14日

篠栗町大字篠栗4294番地1 西邦彰氏 昭和30年3月19日

以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました、それぞれ4名の方を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名いたしました、石川忠弘氏、大久保信也氏、高橋研一氏、芳野忠氏の4名の方が選挙管理委員に当選され、補充員には、藤佳光氏、村嶋茂則氏、石内清之氏、西邦彰氏の4名の方が当選されました。

次に、補充員の順位についてお諮りいたします。

補充員の順位は、ただいま議長が指名した順位にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、補充員の順位は、藤佳光氏、村嶋茂則氏、石内清之氏、西邦彰氏、以上の順位に決定しました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第26、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここにタブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。局長より。

○議会事務局長(佐伯 和久) それでは、ここでご報告させていただきます。

町村議会議員として、議会の運営及び地域の振興発展に特に顕著な功労があった方に、全国町村議会議長会から、阿部議長に表彰状及び記念品が贈られております。なお、この表彰は、福岡県内で2名の方が受賞されております。

この場を借りまして、表彰状の伝達式をさせていただきます。

副議長、前方へお願いいたします。

○副議長(村瀬 敬太郎) 表彰状

福岡県町村議会議長会

副会長 阿部 寛治 殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります

よって ここにこれを表彰します

令和2年2月6日 全国町村議会議長会 会長 松尾 文則 代読

○議長(阿部 寛治) ここで 町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

どうぞ、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和2年第1回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の人事案件1件、「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ条例案12件、「篠栗北地区産業団地造成工事における工事請負変更契約の締結について」1件、「篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事における工事請負変更契約の締結について」1件、令和元年度補正予算4件、令和2年度当初予算6件の上程いたしました25議案全てにつきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

令和2年度当初予算は、令和元年度と比べて、予算総額で約1億1,600万円減の100億3,900万円余となりましたが、令和元年度は、津波黒地区法面補強工事分の7億1,500万円が増加しておりました。令和2年度もオアシス篠栗空調機器更新工事3億500万円余の予算を計上し、民生費や衛生費における経常経費の増加もあって、2年連続で100億円を超える当初予算となりました。

ご審議いただいた通り、予算を組むに当たっては、現在のところ歳入の大きな増加は見込めないことから、緊急防災・減災事業債等の交付税措置のある起債を有効に活用するとともに、基金を一部取り崩して予算を作り上げている状況でございます。できるだけ歳出を切り詰めて執行にあたることとしておりますが、今後の財政硬直化を抑えるため、「第1期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要な柱として取り組みました、完成間近の篠栗北地区産業団地開発をはじめ新たな町の原動力となる様々な仕掛けで魅力ある町とすることによって、働き手人口の増加、交流人口の増加等地方創生を実践する先進地篠栗になるよう、取り組みを進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

本日、議案第14号「篠栗北地区産業団地造成工事における工事請負変更契約の締結について」の採決における反対討論において、「当初の設計・積算に甘さがあったのではないか」「契約金額そのものについて問題があったのではないか」「責任の所在を明らかにしてほしい」「予算の使い方にも問題があった」とのご指摘をいただきました。貴重なご意見として今後の取り組みの中で活かしてまいりたいと思います。このような町の先行きに対するご心配をいただいておりますが、事業もおおむね終了する令和2年議会第3回定例会におきまして、平成27年度からの事業全般の総括と今後の見通しについて、私から説明を申し上げたいと考えております。

また、一般会計はじめ当初予算6件の予算審議の際にいただいた貴重なご意見を十分踏まえながら、節約するところは節約し、執行にあたって見直すべきところは補正予算案を議会に上程させていただき、議会のチェックのもと粛々と行政運営を

行ってまいりたいと考えております。

ただいま成立いたしました令和2年度当初予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒しして取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

ただいまは、全国町村議長会から阿部議長が、長年の議長としてのご尽力に対し表彰をお受けになられました。長年にわたる議会議員としての地方自治の振興に寄与されたご功績は大変大きいものでございます。私からも深甚なる敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

一昨日で、東日本大震災から9年がたちました。未だ被災地の復興は道半ばでございませぬ。被災地から遠い九州の地にあっても、今できることを考え、行動しなければならぬと改めて思うところでございませぬ。

また、その後も各地で起こった地震や豪雨災害など、我が国が災害の多い国であることを目の当たりにし、いつ我が町においても同様の災害に見舞われるかもわからないという身の引き締まる思いでございませぬ。現在も各地で懸命に復旧・復興に向けた努力が継続されています。我が町においても、防災・減災に向けた取り組みはしっかりと継続していかねばなりません。

そうした中、今回の目に見えない脅威「新型コロナウイルス」による肺炎の感染拡大の勢いが全世界において止まりませぬ。篠栗町におきましても、国の感染拡大防止に向けた指針に従って3月上旬から町内施設の稼働を止め、小・中学校の臨時休校を行い、経過を見守っているところでございませぬ。早期に通常の状態に戻ることを祈るばかりでございませぬ。

さて、3月限りで定年退職される佐伯和久議会事務局長、久芳良行税務課長、井上伸一こども育成課長、八尋正記上下水道課長の四方には、永い間の行政職員としてのお勤め大変ご苦労さまでございませぬ。まちづくりにおける行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をお借りいたしまして私からも心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後に、令和2年度も新体制の下、松田副町長と二人三脚で次の時代の「篠栗町の更なる自立」を目指してしっかりと行政運営を継続し、地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく努力をしてまいりますので、議会におかれましては、引き続きご指導・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。令和2年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、令和2年1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時18分